

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成12年条例第34号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
第1条 【略】 （徴収すべき事項及び金額） 第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。 (1)～(4) 【略】 (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）関係の手数料 別表第5 第3条～第6条 【略】 別表第1（第2条関係）～別表第4（第2条関係） 【略】 別表第5（第2条関係）		第1条 【略】 （徴収すべき事項及び金額） 第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。 (1)～(4) 【略】 (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）関係の手数料 別表第5 第3条～第6条 【略】 別表第1（第2条関係）～別表第4（第2条関係） 【略】 別表第5（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の額 (1件につき)	手数料を徴収する事項	手数料の額 (1件につき)
1～6 【略】	【略】	1～6 【略】	【略】
7 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 (1) 液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であ	7 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 (1) 液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であ

	るものを除く。)の数に乗じて得た額 と5,800円に完成検査合格施設である貯 蔵施設又は特定供給設備の数に乗じて 得た額との合計額		るものを除く。)の数に乗じて得た額 と5,800円に完成検査合格施設である貯 蔵施設又は特定供給設備の数に乗じて 得た額との合計額
(2) 液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特 定供給設備（完成検査合格施設である ものを除く。）の数に乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である変更 に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数 に乗じて得た額との合計額	(2) 液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特 定供給設備（完成検査合格施設である ものを除く。）の数に乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である変更 に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数 に乗じて得た額との合計額
8～11 【略】	【略】	8～11 【略】	【略】

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。